

公益財団法人千葉市産業振興財団「元気企業」認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉市産業振興財団(以下「財団」という。)が、市内の活力ある中小企業者の優れた技術や製品、サービス等を広く紹介することにより、販路の拡大等を図るため、「元気企業」として認定するに当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同項に規定する中小企業者が構成員の3分の2以上を占める任意のグループ(当該グループの構成員となっている中小企業者の利益となる場合に限る。)をいう。

(2) 事業支援会議

財団所属のコーディネーター等で構成された会議

(認定対象者)

第3条 認定の対象者は、市内に本社若しくは事業所を置く中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の対象とならない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

(3) 法人にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者

(6) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

(7) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

(8) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて財団の信用を棄損しあるいは財団の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の「風俗営業」を行う者

(10) 宗教活動または政治活動を目的とする者

(11) みなし大企業

(12) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者

(13) 過去に財団が行う事業において不正な行為を行った者及びその者が役員またはその他役員に相当する役職(顧問、相談役等)に就任している法人

(14) 前各号に準ずる行為を行う者

(15) 理事長が不相当と認める者

(認定期間)

第4条 認定期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 創業5年以上の企業は、認定日から認定日の属する年度の翌々年度末まで。
- (2) 創業5年未満の企業は、認定日から認定日の属する年度末まで。

(認定基準)

第5条 元気企業の認定基準は、別表に定めるところによる。

(新規認定)

第6条 元気企業の認定方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新たに認定を希望する企業は規定する様式(様式第1号及び様式第1-2号)に理事長が必要と認める書類を添付して理事長に申請しなければならない。
- (2) 申請があった場合、財団の担当コーディネーターは、申請者に対するヒアリング調査等を行い、基本情報・支援計画(様式第3号)を作成するものとする。
- (3) 理事長は、認定の可否について事業支援会議に附議し、可とされれば認定する。
- (4) 認定した申請者には、認定証(様式第4号)を交付するものとする。
- (5) 事業支援会議で認定が否とされた場合、元気企業否認定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(認定更新)

第7条 元気企業の認定更新については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財団の担当コーディネーターは、認定期間満了の前月までにヒアリングを行い、事業支援会議に元気企業認定依頼書(様式第2号)及び、基本情報・支援計画(様式第3号)を提出する。
- (2) 事業支援会議において、更新が可とされた場合、理事長は改めて認定証を交付するものとする。

(取り消し)

第8条 認定企業の取り消しについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定企業が第3条第2項に該当した場合、又は第5条に定める基準を満たさなくなった場合、財団の担当コーディネーターは、元気企業認定取消依頼書(様式第6号)を提出しなければならない。
- (2) 理事長は、前号の依頼書が提出された場合、当該企業の認定を取り消す。

(認定企業の広報)

第9条 財団は、次に掲げる方法により、認定企業又はその商品を広報する機会を提供するものとする。

- (1) 財団ホームページにおける広報
- (2) 財団が配信するメールマガジンでの広報

(3) 共同通信 PR ワイヤー及び財団 Facebook 広告への掲載

(4) リンカーズ及び J-GoodTech への掲載推薦

(5) その他理事長が必要と認めた広報

2 前項の広報を希望する認定企業は、元気企業特集依頼書（様式第7号）を理事長に提出するものとする。

（報告）

第10条 財団の担当コーディネーターは、認定企業について、元気企業定期報告書（様式第8号）により、毎年度理事長に報告を行う。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表(第3条)

元気企業認定基準

番号	評価項目	視点
1	独自性	新規性・独創性の高い技術、製品、サービス等がある。
2	採算性	直近2期分の比較において、増収、増益である。
3	優位性	業界内でのシェアが高い製品、サービス等がある。
4		業務内容に関連する受賞実績がある。
5		過去3年以内にマスコミ等で大きく取り上げられた。
6	将来性	対象市場の成長性が期待され、事業の将来性が明確である。
7	社会性	地域社会に多大なる貢献をしている。
8	経営姿勢	経営に自信、意欲、情熱が感じられる。

※上記8項目のうち3項目以上該当し、そのうち必ず独自性が該当していること。

※様式第1号及び第2号の「評価項目番号及び詳細」・「その他認定基準 評価項目番号及び詳細」の欄に該当項目の詳細を記載すること。